3　各締約国は、関心を有し、又は参加する供給者が1に規定する指定を受けた当局に対して苦情を申し立てた場合には、当該指定を受けた当局がその規則及び手続に従い、2、5及び6に規定する暫定的措置、是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関する苦情について決定又は勧告を行うまでの間、原則として、調達機関が契約を締結しないことを確保する。もっとも、各締約国は、避けることができず、かつ、十分に正当と認められる事情がある場合には、契約を締結することができることについて定めることができる。

4　各締約国は、次のいずれかの期間を定めることができる。

(a)　落札の決定から契約の締結までの猶予期間（落札者とされなかった供給者に対し、審査のための手続を開始することが適当かどうかを判断するために十分な時間を与えるためのもの）

(b)　関心を有する供給者が苦情（契約の履行を停止するための根拠となり得るもの）を申し立てるための十分な期間

5　政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づく是正措置には、次の一又は二以上のことを含めることができる。

(a)　入札の招請、契約書又は入札の手続に関する他の文書における差別的な技術上、経済上又は財務上の仕様を排除し、新たな調達手続を実施すること。

(b)　条件を変更することなく調達手続を再度行うこと。

(c)　落札の決定を取り消し、新たな落札の決定を行うこと。

(d)　契約を終了し、又は契約の無効を宣言すること。

(e)　この章の規定の違反についての救済のための他の措置（例えば、違反が効果的に救済されるまでの間の特定の額の支払命令）を採用すること。

6　各締約国は、政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づき、損失又は損害に対する賠償に係る裁定について定めることができる。この点に関し、締約国の審査機関が裁判所でない場合において、供給者がこの章の規定に基づく義務を履行するための国内法令の違反があったと信ずるときは、当該供給者は、当該締約国の司法上の手続に従い、その事案を裁判所に提起すること（賠償を請求するために提起することを含む。）ができる。

7　各締約国は、審査機関による決定若しくは勧告が効果的に実施され、又は司法上の審査機関による決定が効果的に執行されるために必要な手続を採用し、又は維持する。

第十・十三条　統計の収集及び報告

一方の締約国は、他方の締約国に対し、附属書十第二編の規定の適用を受ける調達に関連する統計資料であって、入手可能かつ比較可能なものを通報する。

第十・十四条　適用範囲の修正及び訂正

1　締約国は、附属書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正し、又は訂正することができる。

2　政府調達協定附属書Ⅰの締約国の付表に関する修正又は訂正が政府調達協定第十九条の規定に基づいて効力を生ずる場合には、当該修正又は訂正は、この協定の適用に当たって自動的に効力を生ずる。

3　一方の締約国は、附属書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正することを意図する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国に対し書面により通報を行うこと。

(b)　修正が行われる前に存在する適用範囲の水準と同等の水準を維持するため、他方の締約国に対する適当な補償的な調整に関する提案を(a)に規定する通報に含めること。

4　3(b)の規定にかかわらず、締約国は、修正が自国による監督又は自国の影響が実効的に排除された調達を行う調達機関に関するものである場合には、補償的な調整を提供することを要しない。

5　政府調達協定第二十一条の規定によって設置される政府調達に関する委員会が政府調達協定第十九条8(b)及び(c)の規定に従って基準を採択する場合には、当該基準は、この条の関連規定についても適用する。

6　一方の締約国が3(b)の規定に従って提案した調整又は一方の締約国が意図する修正であって4に規定するものに関し、他方の締約国は、自国の約束を修正することを意図する一方の締約国に対し、次のいずれかのことを主張する場合には、3(a)に規定する通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てるものとし、異議を申し立てない場合には、当該調整又は当該修正を受け入れたものとみなされる。

(a)　当該調整が相互に合意された適用範囲につき当該修正が行われる前の水準と同等の水準を維持するために十分でないこと。

(b)　当該修正が一方の締約国による監督又は一方の締約国の影響が実効的に排除されていない調達を行う調達機関に関するものであること。

7　附属書十第二編の規定に基づく締約国の約束に関する次の変更は、訂正とみなす。

(a)　調達機関の名称の変更

(b)　附属書十第二編の同一の項に掲げる二以上の調達機関の合併

(c)　附属書十第二編に掲げる一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が同編の同一の項に掲げる調達機関として加えられる場合に限る。）

(d)　例示表（例えば、附属書十第二編第A節3、同編第B節1(b)又は政府調達協定附属書Ⅰの欧州連合の付表2及び付表3に掲げるもの）の更新

8　一方の締約国は、自国の約束を訂正することを意図する場合には、この協定の効力発生の後、他方の締約国に対し、政府調達に関する協定第十九条及び第二十二条の規定に基づく通報の要件に関する政府調達に関する委員会の決定（二千十二年三月三十日に採択されたもの。文書番号GPA／一一三）に定める通報の周期に従って二年ごとに、書面により通報を行う。

9　自国の約束を訂正することを意図する一方の締約国による8の規定に基づく通報に関し、他方の締約国は、一方の締約国に対し、当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てることができる。異議を申し立てる他方の締約国は、一方の締約国が意図する訂正が7に規定する変更に該当しないと信ずる理由を示すものとし、当該意図する訂正がこの協定に規定する相互に合意された適用範囲に及ぼす影響について記載する。当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議が申し立てられない場合には、当該意図する訂正は、受け入れられたものとみなす。

10　一方の締約国が意図する修正若しくは訂正又は提案した補償的な調整に関し、他方の締約国が異議を申し立てる場合には、両締約国は、協議を通じて問題を解決するよう努める。異議に関する通報の受領の日から百五十日以内に両締約国間で合意に達しない場合には、自国の約束を修正し、又は訂正することを意図する締約国は、当該異議が正当であるかどうかを決定するために第二十一章の規定による紛争解決を求めることができる。当該協議を通じて合意される場合又は第二十一・七条の規定に従って設置されるパネルによって決定される場合にのみ、異議を申し立てられた意図する修正又は訂正は、受け入れられたものとみなす。

第十・十五条　協力

両締約国は、それぞれの政府調達の市場に関する理解の増進を達成するために協力するよう努める。このため、両締約国は、両締約国の関連する産業が対話等の手段を通じて関与することが重要であることを認識する。